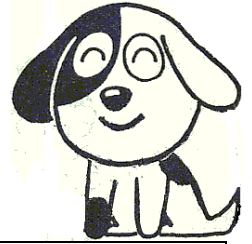


消費生活出前講座

宇治市では、町内会、ご近所の集まりなどの集会に悪質商法などの消費者トラブルに関する講師を派遣する、出前講座を実施しています。

あなたやあなたの家族を狙う悪質商法から身を守るため、ぜひご活用ください。



問1 出前講座って何？

答1 消費生活に関する知識の普及や情報の提供など、消費者に対する啓発活動の活動の一環として、悪質商法の被害を未然に防止するため、市内の団体等が主催する集会等に講師を派遣し、講座を開催するものです。

問2 誰でも利用できるの？

答2 原則として市内に在住又は在勤する10人以上の団体、集まりにご利用いただけます。

10名以上の集まりであれば「ご近所仲良しグループの集まり」「趣味のサークルの会合」などでもご利用いただけます。

但し、営利目的等の集まりの場合はお断りすることがございますので、予めご了承ください。

問3 講座の内容は？

答3 悪質商法の手口や市役所消費生活センターで受付けた相談事例の紹介など、身近な消費者問題をテーマに講演いたします。参加者の皆様とのお話も交えながら、リラックスしてご参加いただける講座をご提供いたします。

問4 利用できる日時は？

答4 原則として平日の午前9時から午後5時までの間で、2時間以内にご利用いただけます。日時につきましてはご要望を承りますので、お気軽にお問合せ下さい。

但し、日時につきましては、講師の予定等の調整が必要ですので、ご希望の日時に講師を派遣しかねることもありますので予めご了承ください。

問5 会場はどうすればいいんですか？

答5 原則として、市内の集会所、コミセン、公民館等の公の施設をご利用いただけます。

また、会場は出前講座のご利用を希望される団体、集まりで確保していただきますので、会場のご準備と会場の使用料のご負担をお願いいたします。

問6 申込方法は？

答6 「消費生活出前講座申込書」を市役所消費生活センターに提出していただき、派遣を決定いたします。なるべくお早めにお申し込み下さい。

問7 費用はかかるのですか？

答7 講師派遣料は無料です。



問合せ・申込みは下記まで・・・

宇治市消費生活センター 電話：0774-20-8796